

## 業務仕様書

### 1 業務名

Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワークの対象分野拡大に係る第三者評価等業務

### 2 業務目的

札幌市は2023年に北海道などと共同で、グリーンTRANSフォーメーション(以下「GX」という。)投資に関するアジア・世界の金融センターを目指して産学官金連携コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido(以下「TSH」という。)」を設立した。10年間で150兆円ともいわれるGXの官民投資、それに呼応した世界中からの投資を呼び込むために様々な取組を進めている。

TSHは2025年10月に、世界のグリーン投資に関心を持つ資金提供者が十分な判断材料を得られる環境を整備するため、TSHの主構成員である北海道と札幌市が主体となり「Team Sapporo-Hokkaidoグリーンファイナンス・フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)」を策定した。当初は、北海道において事業の早期拡大が見込まれる4つの分野に関する評価基準を先行して設定したところであり、順次対象を拡大していくこととしている。

本業務は、フレームワークの対象分野を拡大して評価基準を設定するのに際し、第三者評価機関として独立性を担保した第三者評価を提供し、フレームワークを国際的な環境基準に基づいた枠組みとして、北海道・札幌市に国内のみならず海外からの投資の呼び込みを図るもの。北海道に集積するGX事業が円滑に進むための資金調達環境を整え、地域経済に貢献するよう事業を誘導し、道内に持続可能かつ健全な投資市場を形成することを目的とする。

### 3 委託期間

契約日から令和8年(2026年)3月31日(火)

### 4 実施業務

「2 業務目的」を達成するため、金融庁が定める「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を順守し、第三者評価機関の立場として以下の業務を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、委託者と密にコミュニケーションを取りながら進めること。打ち合わせは週1回程度を想定しており、オンラインでの参加も可とする。

フレームワークの対象と想定している事業は以下のとおり。

- (1) 洋上風力発電(評価基準設定済)
- (2) 水素(評価基準設定済)
- (3) データセンター(評価基準設定済)
- (4) 蓄電池(評価基準設定済)
- (5) SAF(Sustainable Aviation Fuel:持続可能な航空燃料)
- (6) 半導体

- (7) 海底直流送電
- (8) 電気及び水素運搬船
- (9) その他委託者が必要と認めるもの(北海道地球温暖化防止対策条例に規定する再生可能エネルギー関連事業など)

本業務においては、具体的には以下の事業を実施する。

#### ア 業務内容

- (ア) フレームワーク運用のために必要な国内外の動向に関する情報提供など

フレームワークを関係者間で運用するために必要なESGファイナンスの基礎的知識や、委託者が示す上記(5)~(9)の評価基準案に関する国内外の直近の動向などを、第三者評価機関として独立性を担保した上で提供すること。

- (イ) フレームワークの第三者評価

委託者が提示する上記(5)から(9)の評価基準案に対して、第三者評価機関として独立性を担保した上で第三者評価を行うこと。

評価結果やプロセスについて国内外の投資家が理解し、投資判断に活用することを目的として、第三者評価機関としての立場からフレームワークが国際的な枠組みや基準と整合しているかについて見解を示した、第三者評価書を日本語及び英語で作成すること。

- (ウ) フレームワークの情報発信への協力

第三者評価機関としての立場で、フレームワークについて、国内外の金融機関や事業者に対する情報発信の協力を行うこと。なお、情報発信にあたっては委託者と協議の上、業務目的の達成に資する情報発信活動とすること。

#### イ 留意事項

本業務は既に公開されているフレームワークとの一体性が求められることから、令和6年度に実施した「グリーントランスフォーメーション事業等認証制度に係る第三者評価等業務」における各分野(上記4実施業務(5)~(9))の評価指針及び既に公開しているフレームワークの内容を踏まえ、継続性を失わないようにすること。

### 5 実施報告(成果物)の提出について

前項4で掲げた業務について、業務報告書を電子データによりCD-R、DVD-R、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

提出の期限は令和8年(2026年)3月31日(火)とする。

### 6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガスなどの使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量低減に努めること。

- (4) 自動車などを使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップ実施など環境に配慮した運転に努めること。
- (5) 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 7 その他特記事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 業務の進行にあたっては、あらかじめ委託者の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言などを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項の他、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、委託者が成果物などを広報及び広告活動などに利用する場合は、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (5) 受託者は、成果物などが著作物に該当する場合は、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (6) 受託者は、成果物などが著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合、当該著作物に係る受託者の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを委託者に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料などの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じた場合は、受託者は何らかの損害を与えたときはその損害を賠償すること。
- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問い合わせについてが、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。

## 8 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 ばらと北一条ビル8階

Team Sapporo-Hokkaido事業推進協議会事務局(札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室 松永・吉本)